



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 規則
 - *56 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課) 1
- 公安委員会規則
 - *15 和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 4
- 告示
 - 1372 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 4
 - 1373 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課) 6
 - 1374 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (") 7
 - 1375 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事指定薬物の指定の失効 (薬務課) 7
 - 1376 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課) 8
 - 1377 " (") 8
 - 1378 " (") 8
 - 1379 農用地利用配分計画の認可 (経営支援課) 9
 - 1380 木材業者等の登録 (林業振興課) 9
- 公安委員会告示
 - 44 指定講習機関の変更 9
 - 45 " 10

規 則

和歌山県規則第56号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則 (平成12年和歌山県規則第125号) の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日	学 歴	職 業	心身の状況その他
1						
2						
3						
4						
5						

を

6							
7							
8							
9							
10							

	氏名	個人番号	続柄	年齢	生年月日	学歴	職業	心身の状況 その他
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

に

改める。

別記第14号様式を次のように改める。

別記第14号様式 (第5条関係)

生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ					現在のところに住み始めた時期 年 月 日					
家 族 の 状 況	人員	氏 名	個人番号	続 柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態
	1			世帯主						
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
家族のうち別のところに住んでいる者があるときはその名前と住んでいるところ										
資産の状況 (別記第16号様式)			収入の状況 (別記第17号様式)			関係先照会への同意 (別記第19号様式)				
援助をし てく れる 者 の 状 況	世帯主又は家族との関係		氏 名	住 所			今まで受けた援助及び将来の見込み			
保護を申請する理由(具体的に記入してください。)										
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。 年 月 日 申請者住所 氏名 保護を受けようとする者との関係 (印) 振興局長 様										
※振興局受付年月日					年 月 日					
※町村役場受付年月日					年 月 日					

(注)

- ※印欄には、記入しないでください。
- 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、添付する書類は保護を受けようとする者に記入してもらってください。
- 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第 85 条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。
- この申請書は、開始又は変更のいずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更に係る事項を記入し、必要な書類を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

別記第49号様式から別記第53号様式までの規定及び別記第58号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、別記第49号様式から別記第53号様式までの規定及び別記第58号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の別記第2号様式及び別記第14号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第15号

和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月4日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年和歌山県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号ア中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第4条第3項ただし書中「ではない」を「でない」に改める。

別表和歌山県警察の情報の公開に関する規則（平成13年和歌山県公安委員会規則第9号）の項中、「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1372号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県橋本市高野口町伏原1318

名称 株式会社木下染工場

代表取締役 木下茂紀

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県橋本市高野口町伏原1318

名称 株式会社木下染工場

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成27年12月4日から同月25日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び橋本市市民生活部市民生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時 間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態								
					区 分	汚水等 の量 (m^3 /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
第19号ト 染色施設 (ウインス型 染色機)	4	生地 90m/回	平成 27.12.28	8:00- 17:00	通常	2.5	8	50	50	10	1.2	0.8	5
					最大	7.5	8.5	70	70	30	3	2	15
第19号ト 染色施設 (川合噴射染 色機HBS-6)	1	糸 30kg/回	平成 27.12.28	8:00- 17:00	通常	16	4.5	50	50	10	1.2	0.8	5
					最大	18	4	70	70	30	3	2	15
第19号ト 染色施設 (川合噴射染 色機HBS-5)	1	糸 25kg/回	平成 27.12.28	8:00- 17:00	通常	14	4.5	50	50	10	1.2	0.8	5
					最大	16	4	70	70	30	3	2	15
第19号ト 染色施設 (川合噴射染 色機HBS-2)	1	糸 5kg/回	平成 27.12.28	8:00- 17:00	通常	3	4.5	50	50	10	1.2	0.8	5
					最大	5	4	70	70	30	3	2	15
第19号ト 染色施設 (仲光噴射染 色機SR-2)	1	糸 10kg/回	平成 27.12.28	8:00- 17:00	通常	4	4.5	50	50	10	1.2	0.8	5
					最大	6	4	70	70	30	3	2	15
第19号ト 染色施設 (パドル型染 色機)	1	糸 10kg/回	平成 27.12.28	8:00- 17:00	通常	2	4.5	50	50	10	1.2	0.8	5
					最大	3	4	70	70	30	3	2	15
第19号ト 染色施設 (パドル型染 色機)	1	糸 3kg/回	平成 27.12.28	8:00- 17:00	通常	0.6	4.5	50	50	10	1.2	0.8	5
					最大	0.9	4	70	70	30	3	2	15
第19号ト 染色施設 (パドル型染 色機)	1	糸 15kg/回	平成 27.12.28	8:00- 17:00	通常	3	4.5	50	50	10	1.2	0.8	5
					最大	4.5	4	70	70	30	3	2	15

第19号ト 染色施設 (パドル型染 色機)	1	糸 1kg/回	平成 27.12.28	8:00- 17:00	通 常	0.4	4.5	50	50	10	1.2	0.8	5
						最 大	0.6	4	70	70	30	3	2

別表2

種類及 び形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水 等の 処理 方式	設置年月 日又は使 用開始予 定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)		
沈殿ば っ気中 和処理	鉄筋コ ンクリ ート製	W18.0 × L7.0 × H3.5	1080	空気 ばっ 気・ pH 調整	昭和 54.3.30	通 常	処 理 前	280.2	4.5	60	60	10	1.2	0.8	4	
							処 理 後	280.2	6.5	20	20	5	1.2	0.8	1	
							最 大	処 理 前	350.2	4.0	80	80	25	3	2	10
							処 理 後	350.2	7.5	30	60	15	3	2	7.4	

別表3

排水口名	排水口の量及び汚染状態								
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
排水口No.1	通常	280.2	6.5	20	20	5	1.2	0.8	1
	最大	350.2	7.5	30	60	15	3	2	7.4

和歌山県告示第1373号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成28年1月25日まで縦覧に供する。

平成27年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成27年11月24日

2 名称

特定非営利活動法人Peer心理教育サポートネットワーク

3 代表者の氏名

小山秀之

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市栄谷383番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、心身・発達・経済面等に課題を抱えた方達やその家族に対して、支援・研究活動等に従

事する者達が連携・協力のもと、エビデンス（実証）又はナラティブ（対話・物語）に基づいた支援・教育活動の開発・普及・促進を行うこと、および利用者のニーズに応じて、創意工夫をこらした教育、保健、福祉、就労、更生保護等に関するサービスの提供と社会資源の活用により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

和歌山県告示第1374号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成28年1月20日まで縦覧に供する。

平成27年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年11月20日

2 名称

特定非営利活動法人ヒューマンライツわかやま

3 代表者の氏名

藤本哲史

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市神前字西ノ垣内405番3

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民に対して人権と福祉に関する事業を行い、人権と福祉を基調とする「社会づくり」の推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1375号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第18条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので告示する。

平成27年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 失効する知事指定薬物

(1) 化学名 1- (2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル) -N-メチルプロパン-2-アミン（通称名5-MAPDB）及びその塩類

(2) 化学名 (1- (4-フルオロベンジル) -1H-インドール-3-イル) (ナフタレン-1-イル) メタノン（通称名FUB-JWH-018）及びその塩類

(3) 化学名 N- (4-フルオロフェニル) -N- (1- (2-フェネチル) ピペリジン-4-イル) ブタナミド（通称名p-fluorobutyrylfentanyl）及びその塩類

(4) 化学名 N- (1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル) -1- (2-フルオロベンジル) -1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名AB-FUBINACA 2-fluorobenzyl isomer）及びその塩類

2 失効理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されるに至ったため

3 失効年月日

平成27年12月5日

和歌山県告示第1376号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成27年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
紀ノ川ショッピングセンター
和歌山県和歌山市次郎丸38外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成27年和歌山県告示第763号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成27年12月4日から平成28年1月4日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1377号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成27年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
紀ノ川ショッピングセンター
和歌山県和歌山市次郎丸38外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成27年和歌山県告示第788号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成27年12月4日から平成28年1月4日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1378号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成27年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

紀ノ川ショッピングセンター

和歌山県和歌山市次郎丸38外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成27年和歌山県告示第789号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年12月4日から平成28年1月4日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1379号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年11月24日に認可した。

平成27年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第45号	日高郡印南町島田字瀬畑3266-52

和歌山県告示第1380号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成27年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
1004			平成27.11.17	海草郡紀美野町安井137	中前木材 中前吉永	木材	海草郡紀美野町安井137

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第44号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関の特定講習の業務を行う事務所の名称の変更について、次のとおり届出があった。

平成27年12月4日

和歌山県公安委員会委員長 溝端 莊 悟

名称	変更事項	新	旧	変更年月日

南海砂利株式会社	特定講習の業務 を行う事務所の 名称	南海橋本自動車学校	橋本自動車学校	平成 27.11.5
----------	--------------------------	-----------	---------	---------------

和歌山県公安委員会告示第45号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関の特定講習の業務を行う事務所の名称の変更について、次のとおり届出があった。

平成27年12月4日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

名称	変更事項	新	旧	変 更 年月日
株式会社マジオネット	特定講習の業務 を行う事務所の 名称	マジオドライバースクール 和歌山校	南海紀の川自動車学校	平成 27.11.20